

公示番号：190016

国名：ザンビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ普及支援プロジェクト終了時評価及びコメ普及支援プロジェクト2 詳細計画策定調査(コメ振興)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：コメ振興
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年4月上旬から2019年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.70M/M、合計 1.10 M/M
- (3) 業務日数：

国内準備	現地業務	国内整理
3日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年3月26日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	コメ振興に関する各種業務
対象国/類似地域	ザンビア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ザンビア政府は第7次国家開発計画（2017-2021）の中で農業を「産業の多角化と経済成長、そして貧困削減を達成するために不可欠なセクター」と位置付け、「多様化した、輸出志向型の農業」を目標に掲げている。しかし、生産されている穀物（禾穀類）の90%以上がメイズであり、コメの生産は穀物全体の2.5%に過ぎない。メイズはここ数年間生産が国内需要を上回っているが、政府による過剰な補助や柔軟性を欠いた輸出規制のために生産の拡大が収益に結びついていない。その一方でコメは都市部を中心に需要が急増しているが、国内生産量が需要を下回っており、外国からの輸入を余儀なくされている状況である。かかる状況の下、「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development: CARD）」の支援対象国であるザンビアは「第二次国家稲作普及戦略（2016-2020）」を策定し、「2020年までに国内のコメ生産を少なくとも50%増加させるとともに市場競争力を強化すること」を目標に掲げている。

我が国は農業セクターを対ザンビア協力の重要分野と位置づけ、農村振興、作物多様化に対して継続的に支援を実施してきた。「農村振興」では、技術協力プロジェクト「農村振興能力向上プロジェクト（RESCAP）」（2009年12月～2014年12月）を実施し、農村振興を担う農業・畜産省（C/P）の普及制度全体の改善に取り組み、普及員育成の枠組み（マスタートレーナー制度やインサービストレーニング）の導入に大きく貢献した。

「作物多様化」では、本プロジェクトの先行案件である技術協力プロジェクト「コメを中心とした作物多様化推進プロジェクト（FoDiS-R）」を実施した。FoDiS-Rでは稲作開発ポテンシャルがある新規稲作地域40ヵ所以上での実証試験を通じ、稲作研究人材の育成、湿地における稲作技術開発を行い、「コメ生産ポテンシャル診断レポート」を取りまとめた。また、コメ生産拡大に向け大きな課題となる低温障害の存在を明らかにする等、ザンビア稲作普及・振興の基礎となる協力を実施した。

現在実施中案件「コメ振興プロジェクト（RDP）」は、これまでの上記プロジェクトの成果を踏まえ、栽培環境に応じた稲作技術パッケージの確立や稲作普及手法の構築とRESCAPで強化を図った農業・畜産省（C/P）の普及制度を通じた稲作普及人材の育成により、効率的な稲作普及システムの構築を目指して、2015年12月より2019年9月末までの予定で実施中である。

RDPは、要請期間を5年間であったものを当初3年間、その後3年9か月の実施期間にしたことに伴い、プロジェクト目標も普及を実施する手前のシステム構築までとした。財政上の問題からザンビア側投入が予定通り行われなかったものの、ザンビア側の作物多様化の一環としてのコメ振興へのコミットメントは高く、現プロジェクトで構築される稲作普及システムを活用して、展開・実施していく本プロジェクトはザンビア側に高く評価され、稲作普及システムの実施、改善を引き続き進めるとともに、適性品種の選定、種子純化、研究能力強化、コメ栽培適地の拡大等を含めた「コメ振興プロジェクト2（RDP2）」が要請された。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、コメ振興担当団員として終了時評価及び新規案件協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

(ア) 技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト（RDP）」について、終了時評価調査の取りまとめに参加することにより、イネ振興にかかる今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

(イ) 引き続き、(ア)の結果を参考にしつつ、要請のあった「コメ振興プロジェクト2（RDP2）」について、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項については、以下の通り。

(1) 国内準備 (2019 年 4 月中旬)

(ア) RDP 終了時評価

- ① 既存の文献、報告書等をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスをコメ振興の観点から整理、分析する。

(イ) RDP2 詳細計画策定調査

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ザンビア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）コメ振興の観点からを作成する。
- ② 他団員と協力の上、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2019 年 4 月下旬～5 月中旬)

(ア) RDP 終了時評価

- ① JICA ザンビア事務所、ザンビア関係者機関等との打合せに参加する。

(イ) RDP2 詳細計画策定調査

- ① JICA ザンビア事務所、ザンビア側関係機関等との打合せに参加する。
- ② 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - 評価分析団員とともに、関連各組織の所掌業務をアップデートし、分析を行う。
  - 評価分析団員とともに、「第 7 次国家開発計画（2017-2021）」他関係政策文書の進捗状況等を重点的に評価・分析する。
  - ザンビア国全体の稲作に係る最新統計（生産量、生産面積、単収、水稻・陸稲の生産割合、輸出入量、各地区での生産米の流通状況、灌漑整備状況、等）について、調査・分析し、今後のコメ振興政策に関しての提言を行う。
  - 他ドナーによる農業分野に係る支援状況、ドナー連携・協調の動向調査・分析する
  - 関係現地コンサルタント等に関する情報を収集する。
- ③ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
- ④ PDM 案、PO 案の作成にコメ振興の観点から協力する。
- ⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICAA ザンビア事務所、ザンビア側関係機関等に報告する。
- ⑥ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2019 年 5 月下旬～2019 年 6 月上旬)

(ア) RDP 終了時評価

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）をコメ振興の観点から提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）をコメ振興の観点から作成する。

(イ) RDP2 詳細計画策定調査

- ① 担当分野に係る収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成及び質問票回答の整理を行う。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 事業事前評価表（案）（和文）の作成にコメ振興の観点から協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（和文3部）  
担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2019年6月8日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ルサカ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年4月28日～2019年5月18日を予定しています。  
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）
- エ) コメ振興（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAザンビア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境あり）

### (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8407）にて閲覧できます。
  - ・コメを中心とした作物多様化推進プロジェクト終了時評価調査報告書（案）
  - ・コメ普及支援プロジェクト詳細計画調査報告書（案）
  - ・コメ普及支援プロジェクト事前評価表
  - ・要請書「コメ振興プロジェクト2（RDP2）」

・モニタリングシート

②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を課税とすることを想定しています。

以上